平成２６年（フ）第２１０号
茨城県下妻市肘谷240番地２
債務者　佐藤　英聡
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２１１号
茨城県下妻市肘谷240番地２
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２１５号
茨城県古河市諸川1315番地10
債務者　金子　初枝
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２１６号
茨城県筑西市玉戸1327番地50
債務者　平岡　悦子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８８号
石川県小松市大和町52番地２　大和荘１―５
債務者　千代　昭子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第９２３号
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町１番地　明輝マンションＡ棟313号、前住所滋賀県犬上郡甲良町大字在士294番地　104号
債務者　井上　健吾
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５４号
京都市山科区北花山大林町89番地　山科コーポラス306号
債務者　岡田　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７４号
京都府木津川市木津奈良道105番地１　グランディビル奈良道305号
債務者　中川　美香
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８５号
京都市山科区東野中井ノ上町１番地25　ＳＡＫＩＺＯビル505
債務者　川井　　勇
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
奈良市東九条町1447番地の４　エセール奈良東館506号
債務者　西條　典子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９１号
奈良市四条大路１丁目８番６号　奈良竹友寮
債務者　大坪　弘明
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２８６号
沖縄県浦添市西原６丁目７番５―203号　ネオキャッスル
債務者　屋良　宣哲
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４０号
山梨県富士吉田市下吉田７丁目27番20号　梅の木ハイツ102
債務者　宮本とも子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
広島県福山市幕山台７丁目３番８号
債務者　土田かほる
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５２５号
北九州市門司区藤松１丁目７番20号
債務者　前田加代子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４号
福島県いわき市平赤井比良２丁目19番地　市営住宅３―11
債務者　宇佐美和也
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３６９号
千葉県柏市岩井794番地21、申立時の住所千葉県柏市中原２丁目14番16号　荒木ハイツ206号
債務者　青柳　明美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部